

小 売 供 給 選 択 約 款

(業務用季節別契約)

小売供給選択約款一部変更の実施日

平成29年 4月 1日

古川ガス株式会社

小売供給選択約款（業務用季節別契約）目次

1. 目 的	- 1 -
2. 小売供給選択約款の変更	- 1 -
3. 用語の定義	- 1 -
4. 適用条件	- 2 -
5. 契約の締結	- 2 -
6. 使用量の算定	- 3 -
7. 料金	- 3 -
8. 単位料金の調整	- 3 -
9. 需給契約の補償料	- 4 -
10. 名義の変更	- 5 -
11. 契約の変更または解消	- 5 -
12. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料	- 5 -
13. 本支管工事費の精算	- 6 -
14. 緊急調整時の措置	- 6 -
15. その他	- 6 -
付 則	- 6 -
（別 表）	- 6 -
1. 早収料金の算定方法	- 6 -
2. 料金表（業務用季節別契約）	- 8 -

1. 目 的

この小売供給選択約款は、負荷調整を推進しつつ、当社の製造・供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 小売供給選択約款の変更

- (1) 当社は、当社が定める小売供給選択約款（以下「小売選択約款」といいます。）を変更した場合、法令の改正により小売選択約款の変更の必要が生じた場合又はその他当社が必要と判断した場合にはこの小売選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の小売選択約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更後の供給条件の説明及び変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの小売選択約款の変更に異議がある場合は、この小売選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この小売選択約款の変更に伴い、変更後の供給条件の説明及び変更後の供給条件を記載した書面の交付等を、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾いただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 変更後の供給条件の説明及び契約変更前に、変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行う場合は、お客さまへの通知又はインターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ② 契約変更後に、変更後の供給条件を記載した書面の交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び所在地、契約年月日、変更をした事項並びにお客さま番号（お客さまごとに付与する、ガスの供給地点を特定する番号をいいます。）を記載いたします。
- (4) この小売選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合は、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾いただきます。
 - ① 変更後の供給条件の説明及び契約変更前に、変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行うことについては、原則としてインターネット上で開示いたします。
 - ② 契約変更後に、変更後の供給条件を記載した書面の交付はいたしません。

3. 用語の定義

- (1) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用量をいいます。（小数点以下切り捨て）
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、契約で定める使用者の1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6) 「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月の検針日まで）から3月使用分（2月

検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月間をいい、「その他期」とは、4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの8か月の期間をいいます。

(7)「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、および地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(8)「定額基本料金(税込)」「流量基本料金(税込)」「基準単位数料金(税込)」とは、定額基本料金、流量基本料金及び基準単位数料金それぞれの消費税相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものです。

(9)「定額基本料金(税抜)」「流量基本料金(税抜)」「基準単位数料金(税抜)」とは、定額基本料金、流量基本料金及び基準単位数料金それぞれの消費税相当額を含まない金額をいいます。

(10)「単位数料金」とは、8.に定める基準単位数料金(税抜)または調整単位数料金をいいます。

4. 適用条件

お客様は、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの小売選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) ガスの使用が業務用、産業用であること。
- (2) 契約最大使用量が6立方メートル以上であること。
- (3) 契約年間使用量が、契約最大使用量の600倍(小数点以下切り捨て)以上であること。
- (4) 契約月平均使用量が500立方メートル以上であること。
- (5) 不測の需給逼迫等の緊急時において、当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限または中止)に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

(1) お客様は、この小売選択約款に基づき当社と協議の上、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。

(2) お客様は、新たにこの小売選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、お客様の過去の実績、同一業種の操業度、および使用設備の内容等を参考にして、お客様との協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

- ① 契約最大使用量
- ② 契約年間使用量
- ③ 契約年間引取量
- ④ 契約月平均使用量
- ⑤ 契約月別使用量

(3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客様の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後こ

れにならうものいたします。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします、

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。

お客様が希望される場合には、負荷計測器を設置し、負荷計測器により最大使用量を算定いたします。（負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客様負担とします。）ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社（導管部門）とおお客様の協議によってその月における最大使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払い義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3) お客様の都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は（2）に基づく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は（2）の従量料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1（4）のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートルあたり）
＝基準単位料金（税抜）＋ 0.081円×原料価格変動額／100円
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートルあたり）
＝基準単位料金（税抜）－ 0.081円×原料価格変動額／100円

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- ① 基準平均原料価格（トンあたり）
82,620円

② 平均原料価格（トンあたり）

別表1（4）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPGの平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9702 \\ + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0324$$

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、最大使用量倍率未達補償料および契約年間引取量未達補償料とし、当社は、当該補償料に消費税等相当額を加えたものを、原則としてそれぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。

（1）最大使用量倍率未達補償料

お客様の年間の実績使用量が、契約最大使用量の600倍（小数点以下切り捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大使用量倍率未達補償料} = \left(\left(\begin{array}{c} \text{契約最大使用量} \\ \text{の600倍に相当} \\ \text{する年間使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{実績年間使用量} \end{array} \right) \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{契約月別使用量に各月契約} \\ \text{種別の単位料金を乗じたも} \\ \text{の合計額を契約年間使用} \\ \text{量で除し、小数点以下第} \\ \text{3位を四捨五入した額} \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款に定める料金を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切り捨て）をこえない範囲で算定するものといたします。

(2) 契約年間引取量未達補償料

当社は、お客様の年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left(\left(\text{契約年間引取量} \right) - \left(\text{実績年間引取量} \right) \right) \times \left(\text{契約月別使用量に各月の契約種別の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点以下第3位を四捨五入した額} \right)$$

10. 名義の変更

お客様または当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客様または当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 契約の変更または解消

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、もしくは2.(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客様に契約違反があった場合(4.の適用条件を満たさなくなった場合および9.の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む。)には、契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

12. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、11.(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは11.(2)の規定によるものでお客様の契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消補償料に消費税等相当額を加えたものを申し受けます。なお、計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結しない場合には、当社は契約の解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料に消費税等相当額を加えたものを申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left(\text{解消日の翌月から契約終了月までの残存月} \right) \times \left(\text{契約種別の基本料金相当額} \right)$$

(2) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約最大使用量をそれまでの契約量から変更する場合には、当社は契約の解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料に消費税等相当額を加えたものを申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left(\left(\begin{array}{c} \text{前契約の1か} \\ \text{月あたりの基} \\ \text{本料金相当額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{新契約の1か} \\ \text{月あたりの基} \\ \text{本料金相当額} \end{array} \right) \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{解消日の翌月から前契約} \\ \text{終了までの残存月数} \end{array} \right)$$

13. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設工事後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

14. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表2の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、9.の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

$$(1) \quad \begin{array}{l} \text{定額基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{定額基本料金} \\ \text{(税抜)} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

$$(2) \quad \begin{array}{l} \text{流量基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{流量基本料金} \\ \text{(税抜)} \end{array} \times \frac{\text{契約最大}}{\text{使用量}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

15. その他

その他の事項については、一般ガス供給契約を適用いたします。

付 則

実施の期日

1. この小売選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 早收料金の算定方法

- (1) 早收料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金(税抜)と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金(税抜)に契約最大使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金(税抜)または8.の規定により調整単位料金を算定した場合にはその調

整単位料金に、使用量を乗じた額といたします。

(4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表（業務用季節別契約）

（1）定額基本料金

1 か月につき	14,040.00円（税込）
	13,000.00円（税抜）

（2）流量基本料金

1 立方メートルにつき	324.00円（税込）
	300.00円（税抜）

（3）基準単位料金

	冬期	その他期
1 立方メートルにつき	125.5932円（税込）	115.0308円（税込）
	116.2900円（税抜）	106.5100円（税抜）

（4）調整単位料金

（3）の基準単位料金（税抜）をもとに、8.の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。